

中間報告書刊行に寄せて：自由で開かれたインド太平洋とは？

竹内 春久

1 概観

「自由で開かれたインド太平洋戦略」(FOIP)については、2016年に正式に表明されて以来、一部で、漠然としていて具体的な中身が見えない、結局 FOIP とはインフラ整備計画に帰着するのではないかなどと指摘されつつも、旗印として国際的にも定着しつつあるように見える。

短期的に見れば、FOIP は、第二次世界大戦後、国際秩序の在り方を提示し続けてきた米国がトランプ政権に移行する過程で、国際的なリーダーシップを打ち出せないでいる時期に、その空白を埋める上で一定の役割を果たした。米国内においても、トランプ大統領自身はともかく、外交・国防エスタブリッシュメントの間で旗印としての FOIP は短期間に浸透し、いくつかの具体的な政策も発表されている。

この間、日本政府は、FOIP への国際的賛同の輪を広げる働きかけを行い、その過程において、その内容と対外的な説明ぶりを肉付けしてきた。FOIP の出発点は、自由で開かれたシーレーンの確保にあるが、その上で、最近では、FOIP が目指すものについて説明する際、ODA や自由経済体制の維持強化を通じた平和、繁栄、安定への寄与についても語られるようになってきている。また、既存の地域協力の枠組みとの関係についても ASEAN の中心性に言及するようになってきている。

しかしながら、FOIP は未だ発展途上にあり、その評価は、一帯一路や AIIB と同様、5年後、10年後を待たなければならない。賛同の輪を広げることは重要であるが、そのことは、同時に FOIP の訴求力、求心力を希薄にするリスクを抱えることにもなりうる。FOIP の更なる具体的肉づけが鍵となる。

さしあたり、日本においては、安倍内閣後も FOIP の主旨が引き続き政権トップの政治的支持を得ることとなるのか、に注目したい。FOIP の先行構想であった「自由と繁栄の弧」構想がその後の政権交代により店晒しとなったことが想起される。息切れは禁物であると思う。

2 基本的価値観

自由、民主主義は日本国憲法の基本原理の一つであり、当然、日本の外交・安全保障政策の基礎をなす。

「自由と繁栄の弧」構想は自由、民主主義という基本的価値を前面に掲げた。日本版 FOIP

においても、例えば、安倍総理のナイロビ演説では、民主主義への言及がある。

現在、日本政府が FOIP の三本柱として説明するのは、①法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着、②経済的繁栄の追求、③平和と安定の確保である。正面から基本的価値としての自由、民主主義を強調することは控えているように見えるのは、広くインド太平洋の国々から FOIP への支持、賛同を得るための方策と思われる。

だからといって、FOIP が価値中立的であるというわけではないであろう。日本の立場からすれば、FOIP はあくまでもリベラルな国際秩序を前提とし、その維持発展を目指す手段と位置づけられるべきであろう。

日米豪印協議については、地政学的観点から論じられることが多い。また、現状ではこの協議が、会合していることをアピールすること以上の成果を上げているとは言い難いのも事実であろう。しかしながら、これら 4 か国が民主的価値を共有しているという点は意識しておく必要がある。

国際社会では、どのモデルが政治、経済、社会システムとして優れているのかについての競争が進行中である。中国モデルは、幾多の問題を抱えつつも、多くの開発途上国、特にその指導者たちにとり魅力的に映っている。中国自身もそのことを意識して、開発途上国への働きかけを強めている。他方、今日の民主主義モデルはその問題解決能力を問われるような事象に事欠かない。いかなる政治システムも社会が直面する課題に取り組み、解決し、その過程で新たな地平を切り開くことが出来なければ、長い目で見て生きのびることはできない。リベラルな国際秩序を是とする者は、如何にして民主主義のダイナミズム、活力を維持・強化してゆくのかという課題に取り組まなければならない。

その上で、日本として、欧米とは異なるアプローチで、繁栄を希求する開発途上国の関心に応えつつ、結果として国際社会にリベラルな国際秩序をさらに浸透させることが出来るのか、換言すれば「日本モデル」とは何か、が改めて問われている。この関連では、さしあたり、本年夏に開催される TICAD VII において、日本が FOIP と「日本モデル」とをどのように関連付け、肉付けして、アフリカ諸国首脳に提示するのかに注目したい。

3 法の支配

日本国憲法第 98 条第 2 項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定している。この規定はいわゆるマッカーサー草案にも、帝国議会に提出された明治憲法改正案に含まれておらず、衆議院において追加されたものである¹。

憲法第 98 条第 2 項は、憲法の基本原理のひとつである平和主義、その原理から導かれる国際協調主義、紛争の平和的解決へのコミットと軌を一にするものである。この意味で、

戦後の日本が国際社会における法の支配にコミットする原点は日本国憲法にまでさかのぼることができる。

法の支配は国連憲章の根幹をなす考え方でもある。国際法学者イアン・ブラウンリーの言を借りれば、「国際連合誕生の背後にあった政治的動機は、第二次世界大戦とそれに付随した蛮行の歴史であった。国際連合の道義的な目的は、国際関係における法の支配 (the Rule of Law) の促進にあったのである。」²。

FOIP の基本原則の一つとして法の支配が掲げられるとき、その重点は海洋における法の支配にある。しかし、近時、政府が海洋における法の支配の内容として説明している諸点は、国連憲章が、国際社会を律する基本原則として想定しているものと同じであり、かつまた、日本が憲法により自らに課してきた基本原則に他ならない。FOIP における法の支配はまずもって政治的原則の宣言としての性格をもつ。

問題は法の中身である。実定国際法は不断に生成変化する動的なものであり、静的なものではない。例えば、戦後海洋法秩序の変遷が、沿岸国の海洋管轄権拡大への歴史であったことを想起すればよい。広く国際社会を味方につけて日本にとり好ましい国際法環境を確保するためには不断の努力が必要である。

FOIP のもとで法の支配を推進するための取り組みの例としては、首脳外交、TPP11 の締結が挙げられている³。この点についてはさらに具体的な取り組みへ向けての検討が進むことを期待したい。

平成 31 年 2 月

竹内 春久

—注—

¹ 衆憲資第 50 号「憲法と国際法（特に、人権の国際的保障）」に関する基礎的資料（平成 16 年 4 月、衆議院憲法調査会事務局作成、pp1-3

² “The Rule of Law in International Affairs” Ian Brownlie, 1998, Martinus Nijhoff Publishers, p1

³ 「自由で開かれたインド太平洋に向けて」（2019 年 1 月）、外務省ホームページ

